

2014年9月29日 全2頁

ESG ニュース

九州電力が再エネ接続の回答保留を発表

環境調査部 主任研究員
町井 克至

九州電力は、再生可能エネルギー発電設備に対する接続申込みの回答を、数か月保留することを発表したⁱ。平成26年度からの固定価格買取制度（以下、FIT）の価格改定や低圧敷地分割ⁱⁱの設備認定中止措置により、平成26年3月の1ヶ月間で、それまでの1年分に相当する量（約7万件）の太陽光発電設備の接続契約申込みがあったという。その結果、7月末現在で太陽光・風力発電設備の接続量は、接続済分約390万kW、接続契約申込分約870万kW、接続検討分約680万kWとなり、接続契約申込分まで全て接続された場合、接続量が約1,260万kWに達する見込みとなった。これにより、電力需要の少ない春秋の昼間における九州電力管内の消費電力を上回ってしまうことから、電力を安定的に供給することが困難になるための措置とされている。なお、家庭用の太陽光（10kW未満）は措置の対象外となっている。

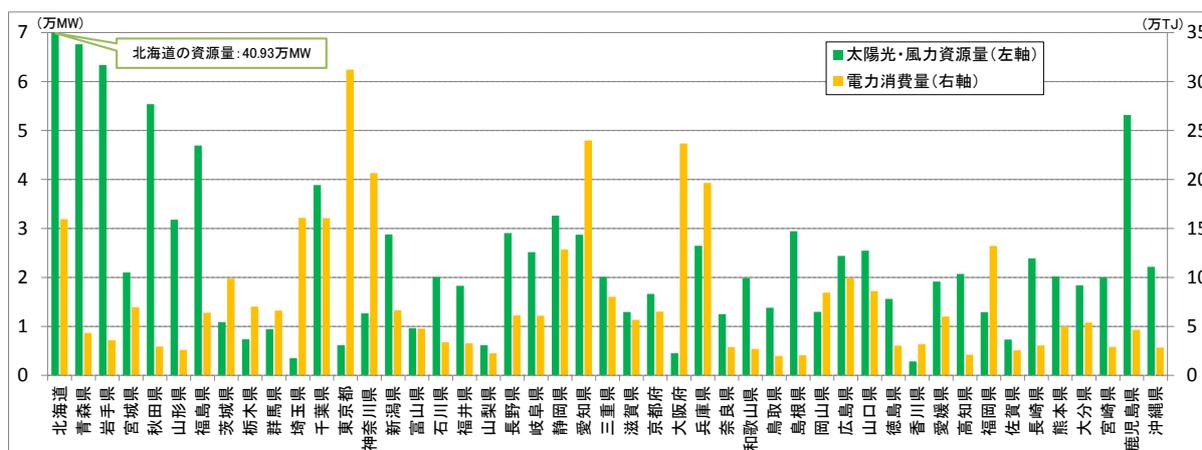
九州地方は日照量や風量といった再生可能エネルギー資源に富み、九州における太陽光・風力のFITによる設備認定量は全国の26%を占めている。一方で電力需要に対する比率では、平成25年夏季ピーク需要に対するFITによる設備認定量の比率が112%と、全国9電力会社のうちで唯一100%を超えている。太陽光や風力は天候に大きく発電量が左右され、特に太陽光は夜間発電ゼロ、最大電力は太陽電池容量の70~80%であり、1kWシステムの年間発電量はおよそ1,000kWhと、不安定な電源である。受け入れる系統側でも対応が必要な場合があり、慎重な検討が必要だ。既に昨年、北海道電力において系統接続量の限界に近づきつつあるとして、それまで年30日とされていた期間（30日ルール）を超えて発電事業者が無償で出力抑制を行えるよう、経済産業省が省令の例外規定を追加したところであるⁱⁱⁱ。この例外規定は接続量の限界に至った地域のみが対象となっているが、発電事業者の接続要望に呼応して接続量を増やすことが義務付けられているわけではないこともあり、今後他の電力会社が同様の事態に陥らないとも限らない。

この問題の根幹には、再生可能エネルギー資源がある地域と電力需要がある地域が、異なっているという現実がある（図表）。再生可能エネルギーを電力源として有効に活用するためには、需要家が再生可能エネルギー供給地に移転するか、再生可能エネルギーを何らかの形で輸送・貯蔵することが必要になる。需要家が再生可能エネルギー供給地に移転する場合、その地域の産業振興を実現できる可能性があるため、一極集中の緩和や地域創生という観点からも有用であろう。一方で再生可能エネルギーを輸送・貯蔵するためには、例えば水素を用いる方法が考

えられる。再生可能エネルギーによる電力で水電解を行い、発生した水素を貯蔵して二次エネルギーとして活用する「Power to Gas」と呼ばれる手法について、主に日本やドイツで研究が進められている。水素をエネルギー源として活用する社会、いわゆる「水素社会」については、エネルギー基本計画や日本再興戦略改訂版においても、その実現に向けて取り組む姿勢が明記されている。

このような対応を取らなかった場合には、再生可能エネルギーの導入拡大が阻害される恐れもある。再生可能エネルギー資源が豊富にある地域では、意欲ある事業者による積極的な投資を呼び込もうと、誘致に力を入れているところもある。折しも国連気候サミットが開催され、来年の COP21 における全世界参加での目標設定を確認しようとしている矢先であり、日本も先進国の一員として温室効果ガス削減の責任は逃れることはできないだろう。エネルギー産業が二酸化炭素排出の約 40%^{iv}を占めている日本においては、再生可能エネルギーは低炭素を実現する重要な手段であり、エネルギー安全保障の観点からも導入拡大の意義は大きい。受け入れ側の接続量を超えるほどの投資がなされようとしているのであれば、この流れをせき止めることなく、再生可能エネルギーが有効に活用されることに期待したい。

図表 都道府県別再生可能エネルギー資源量と電力消費量



(注) 太陽光資源量は、下記環境省資料 3.4(4)より設備容量推計結果 (シナリオ 2) の公共系と産業系を合算
風力資源量は、同資料 4.3.3(3)より賦存量推計結果 (陸上)

(出所) 環境省「平成 21 年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査 調査報告書」、資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計調査 (平成 26 年 9 月 19 日公開)」より大和総研作成

以上

ⁱ 九州電力「[九州本土の再生可能エネルギー発電設備に対する接続申込みの回答保留について](#)」(平成 26 年 9 月 24 日)

以降の本文では、同ウェブサイト添付の「[詳細説明資料](#)」を参照している。

ⁱⁱ 高圧・特別高圧で接続すべき規模の発電設備に対して、多数に分割して低圧 (50kW 未満) での接続を可能とする措置。意図的な利用による不公平を回避する等の目的で申請認定が中止された。経済産業省「[設備認定について、平成 26 年 4 月 1 日に到達した申請から、運用を変更します](#)」(平成 26 年 3 月 28 日)

ⁱⁱⁱ 経済産業省「[北海道における大規模太陽光発電の接続についての対応を公表します](#)」(平成 25 年 4 月 17 日)

^{iv} 独立行政法人国立環境研究所「[日本国温室効果ガスインベントリ報告書 \(NRI\)](#)」(2014 年 4 月 15 日)